

これからの決算書類 (会計参与制度導入から)

昨年も押し詰まった12月半ば、東京のある税理士会に招かれ90分ほど話す機会があった。テーマは「(中小企業の)これからの銀行取引」。しかし、私の関心と税理士さん達の関心は重なっているようには思えなかった。拠って立つ場所が違うのだから当然と云えば当然だが、彼らの最大の関心事は今年5月スタートする「会計参与制度」にあるようだった。

公認会計士と税理士しか就くことができない新会社法に於ける会計参与制度、これにどう対処すべきか。今、税理士さん達の関心はここにある。とすれば、中小企業の社長である貴方もこの制度改正に真剣に向き合う必要がある。

昨年10月に配信したレポート「新会社法と中小企業会計基準」でも若干この問題に触れたが、その後実際に新会社法条文を読むにつけ「こりゃー大変だ」との思いを強くした。多分、税理士さん達も「こりゃー大変だ」と思っているに相違ない。それに対し、肝心の中小企業の社長はそれほど関心を持っていないような気がする。未だ身近なこととなっていない、ということもあろうが、多分制度の内容を知らないからだと思わざるを得ないのだ。

今回は、何故「こりゃー大変だ」と思ったのかを少しばかり説明してみたい。

新会社法では会計参与を置くかどうかは任意であるから、別に置かなくもいい。置かなければ会計に関しては今までと同じだから特段問題は生じない。しかし、会計参与を置くことを求められる、あるいは置くことを迫られる中小企業が少なからず出てくると思う。

多分、銀行や大手仕入先等の債権者が取引先中小企業に「会計参与設置」を要求してくる。それに抗える中小企業がどの位あるかどうか。今の段階では何とも云えないが、銀行が有担保融資から無担保融資に舵を切ろうという中で、会計書類の信頼性を高めることは時代の要請事項となっているのだ。

会計参与制度は正に、会計書類の信頼性、あるいは客観性・透明性を担保するものとしてスター

トするのである。それは、会計参与の位置付け、業務内容、そしてその責任から明確である。

会計参与は取締役と同様に株主総会で選任され登記される。法人の機関の一つとなるのだ。そして会計参与は、計算書類の作成、株主総会での説明、5年間の保存、株主・債権者への開示、が求められる職務となる。

一方その責任であるが、新会社法429条で「その職務を行うにつき悪意又は重大な過失あり、それにより第三者に損害を与えた時、その第三者に対し損害賠償の責任を負う」とされている。つまり、計算書類の虚偽記載等によって第三者である取引先や銀行等債権者に損害を与えた時は会計参与も賠償責任を負う可能性が生じるのだ。しかも、立証責任が役員側に負わされる事例として計算書類の虚偽記載が挙げられている。

実際、銀行等金融機関は、融資先が倒産その他で貸出金が回収不能となった時、貸出判断の根拠となった決算書類に虚偽の記載があったかどうか調査し、もしそうであれば会計参与にも損害賠償責任を要求してくる可能性がある。

一寸想像してみて欲しいが、こうした職務内容と責任を負う会計参与を、貴社の顧問税理士さんは引き受けてくれるだろうか。推測するに、引き受けるには二つのことが前提になると思う。

第一は、報酬が職務や責任に見合っているかどうか、である。役員に対する報酬だから、今までの顧問料と同じ感覚では引き受け手はないのではないだろうか。それなりの報酬額を提示する必要がある。

第二は、信頼性・透明性の高い計算書類作成が受け容れられるかどうか、である。昨年8月公表された「中小企業の会計に関する指針」に準拠した計算書類を求められるようになるだろうが、意図的粉飾と訣別する必要がある。税制がもたらす意図せざる粉飾は続くにしても、会計処理に社長が介入するのは難しくなるだろう。

前述のように、銀行は有担保から無担保に舵を切り始めている。その中で最も重視する要件の一つは会計書類の信頼性である。銀行から資金調達しようという企業にとって、会計書類の信頼性をどう高めるのが極めて重要となる。であればこそ、中小企業の社長もこの時代の要請に真摯に向き合わなければならない。「こりゃー大変だ」だけで済まなくなってくるのだ。